

## お子さんを一時的に預ける場所がない時にご利用を



保護者の方が急病や出産、出張などの理由で育児ができない時やお子さんを預けたい時などの状況に応じ、子育てサービスを利用できます。事前登録の方法など利用手続きについて詳しくは、区HPをご覧ください。子育てサービス係へ問い合わせを。

子育てサービス係/3階  
☎(3228)5612  
FAX(3228)5657

### 主な子育てサービス(預かりサービス)

事業名	内容	対象	要件	日数・期間	費用	場所	手続き	
子どもショートステイ事業	宿泊を伴う預かり	①生後43日～3歳未満児 ②3歳～中学校3年生 ③3歳～18歳未満	保護者の宿泊出張、入院、親族の看護など	1回につき ①7日以内 ②11日以内 ③7日以内 年間62日まで ☆1日=24時間	1人当たり ①0～2,200円 ②0～5,000円 ③0～3,000円	①聖オディリアホーム乳児院 ②中野区さつき寮 ③協力家庭宅	3日前(③は7日前)までに窓口へ	
☆③についての問い合わせは、子ども家庭相談係☎(3228)7867へ								
トワイライトステイ事業	夜間の預かり(午後5時～10時)	3歳～小学校6年生	保護者の夜間の就労など	月5回まで	1回当たり2,000円	中野区さつき寮		
病児・病後児保育事業	日中の預かり	主治医等が利用可能と判断した以下の要件に該当する、 <b>病児</b> =満1歳以上、 <b>病後児</b> =生後6か月以上の未就学児 ①区内在住 ②区外在住で区内の認可保育所・認定こども園(第2・3号認定)に通園	お子さんが、急変の恐れのない病気で(病児)、または病気の回復期(病後児)にある時の保護者の就労など	1回の申請につき連続7日以内	1日当たり0～2,000円	病児=総合東京病院(現在一時休止中) 病後児=区立仲町保育園、聖オディリアホーム乳児院	事前登録制	
年末保育事業	日中の預かり	①区内在住で認可保育施設等に通う生後8か月以上の未就学児 ②区内在住で満1歳以上の未就学児 ③区外在住で区内の認可保育所・認定こども園(第2・3号認定)に通う生後8か月以上の未就学児	年末、保護者の就労、入院、通院、親族の看護など	12月29日・30日	1日当たり3,000円	西部・北部・中部・南部地域ブロックで各1園の全4園	11月ごろの区報等で案内	
一時保育事業	休日保育事業	①区内在住で認可保育施設等に通う生後8か月以上の未就学児 ②区外在住で区内の認可保育所・認定こども園(第2・3号認定)に通う生後8か月以上の未就学児	休日の保護者の就労、入院、通院、親族の介護など	全ての祝・休日(12月29日～翌年1月3日を除く)	1日当たり3,000円 ☆対象①③のうち保護者の就労による利用の場合は無料	中野打越保育園	事前登録制	
	☆休日保育事業についての問い合わせは、区役所3階保育システム係☎(3228)3259へ							
	短期特例保育	日中の預かり	生後57日以上未就学児 ☆各施設により受け入れ年齢は異なります	保護者の入院や家族・親族の入院付き添い看護など	1か月を限度として必要な日数	1日当たり0～1,200円 ☆給食・おやつは別料金	区立保育園2園、私立保育園等12園	前日の正午までに窓口へ
一時保育	日中の預かり	生後57日以上未就学児 ☆各施設により受け入れ年齢は異なります	育児疲れ、ボランティア活動など一時的な利用 ☆要件は問いません	利用ごとに申請月5回まで	1時間当たり600円 ☆給食・おやつは別料金	区立保育園2園、私立保育園等12園	事前登録制	
ファミリーサポート事業	区内在住の18歳未満のお子さんを預かります。①一般援助活動(保育園・幼稚園・学童クラブなどの送迎等)②特別援助活動(病児・緊急時の預かり)とも、事前に会員登録が必要。詳しくは、13ページをご覧ください							

## 特別区民税・都民税を納付書・口座振替または年金からの天引きで納める方へ

令和2年度の特別区民税・都民税(普通徴収分・年金特別徴収分)の納税通知書を6月11日に郵送します。なお、3月17日以降に受け付けた申告は、反映されていないことがあります。

普通徴収分の第1期の納期限は6月30日です。同封の納付書を利用するか、口座振替で、期限内の納税をお願いします。

### 便利な納付方法があります

#### モバイルレジ納付

バーコードが印字された納付書(30万円以下)で利用可。スマートフォンから専用のアプリを利用し、次の二つの方法で納付できます。

**インターネットバンキング**(手数料無料。事前に利用手続きが必要)

**クレジットカード**(決済手数料がかかります)  
☆利用できるクレジットカードなど詳しくは、モバイルレジHPをご覧ください。なお、区役所や地域事務所などの窓口では、クレジットカード納付はできません。ご注意ください

#### ペイジー納付

ペイジーマークが付いている納付書で利用可。次の二つの方法(いずれも手数料無料)で納付できます。

**ATM**(ペイジーマークの表示があるもの)

**インターネットバンキング**(事前に利用手続きが必要) ☆インターネットバンキングの限度額が納付上限額となります



詳しくは、ペイジーマークをご覧ください



#### 決済手数料

納付金額	決済手数料
5,000円まで	27円
5,001円～10,000円	82円
10,001円～20,000円	165円



▲アプリのダウンロードはこちらから

☆以降、1万円ごとに手数料110円加算

### 令和2年度特別区民税・都民税(普通徴収分・年金特別徴収分)の課税(納税)証明書の交付を開始します

6月11日から、地域事務所、区役所1階7番窓口で交付。交付手数料は1通300円です。

納税者本人が交付申請する場合は本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)を、代理人が交付申請する場合は委任状(納税者本人の自署または押印があるもの)と代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

☆給与特別徴収分の課税(納税)証明書は5月15日から交付しています

### これらの納付ができない方は

コンビニエンスストア(バーコードが印字された納付書のみ)、金融機関、郵便局、区役所、地域事務所等納付してください。

### 問合せ (いずれも区役所3階)

納税通知書について  
=課税係☎(3228)8913 FAX(3228)8747

納税の相談について(今年度の分割納付)  
=納税案内センター☎(3228)5466

納税の相談について(上記以外)  
=納税係☎(3228)8924 FAX(3228)5652

モバイルレジなど納付方法について  
=収納係☎(3228)8045 FAX(3228)5652

課税(納税)証明書について  
=課税係☎(3228)8914 FAX(3228)8747

☆区HPでも納税の相談などの案内をご覧ください